

最高裁民三第98号

(訟ろ-02)

令和3年4月14日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門 田 友 昌

最高裁判所事務総局家庭局長 手 嶋 あさみ

民事執行法第205条第1項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令の公布について（通知）

標記の法律（昭和54年法律第4号）第205条第1項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令が令和3年3月30日付けの官報（第462号）で同年省令第15号として公布され、同項に規定する法務省令で定める登記所が東京法務局と定められました。

この省令の内容は、別紙のとおりです。

これにより、同年5月1日に開始する債務者の不動産に係る情報取得手続において情報提供をする登記所は東京法務局となります。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙)

省令第十五号

民事執行法第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百五条第一項の規定に基づき、同項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令を次のように定める。

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所は、東京法務局とする。

附則

この省令は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第二号)附則第五条の政令で定める日(令和三年四月三十日)の翌日から施行する。